

いじめ対応フロー図 いじめ問題発生時の組織的な対応

1 発見

情報をつかんだ職員・学級担任・学年主任
生徒指導主事・いじめ対策監

- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート・ここタン等)
- 保護者からの訴え・児童、保護者からの情報
- 上記以外からの情報提供 その日のうちに対応

必ず複数の職員で対応

- 関係者から丁寧に聞く
- できる限り多くの情報収集
- 聞き取りの内容
 - ・いつ・どこで・誰が・何を
 - ・なぜ・どのように
- 聞き取りの際の注意事項
 - ・児童が安心して話せる人や場所に配慮する
 - ・関係者からの情報をすり合わせをしながら何度でも確認する
 - ・情報提供者の秘密を厳守する
 - ・被害児童の辛さや不安に寄り添う
 - ・加害児童の行為のみの指導に終わらず、意識に迫る指導をする

4 聞き取り

最優先 2 報告・共有

学年主任

いじめ対策監

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導

*校長不在時、教頭・主幹教諭は必ず校長の指示を受けること

■報告 (口頭・記録)
迅速に報告

報告・相談

<関係機関との連携>

岐阜市教育委員会安全支援課へ報告
子ども・若者総合支援センター
岐阜北警察署 中央子ども相談センター

3 組織対応

「学校いじめ対策組織」

報告・情報の整理・共有

対応方法の決定

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応

■初期の組織対応

- (1) 情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2) 対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・関係者への指導 等

■メンバー

- ・校長・教頭・主幹教諭
- ・教務主任・養護教諭
- ・いじめ対策監
- ・学年主任・担任
- ・教育相談主任

助言

<外部専門家>

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
弁護士・医師 等

適宜連絡・連携

「収束」報告・指導

相談・支援

共通理解・報告

保護者

学校安全支援課

子ども・若者総合支援センター
中央子ども相談センター

岐阜北警察署

職員会議

いじめ解消に向けた指導

児童が思い・気持ちを伝えあう場の設定